

タケノコを 出荷する方へ

市内産タケノコを出荷する場合は、県による出荷前放射性物質検査の完了が必要となります。また、市の出荷制限の解除については、市ホームページでお知らせしますので、出荷する際はご注意ください。なお、出荷制限が解除された後も、下記に該当する方は今年も市・県の検査が必要となります。

○過去に一度も検査をしたことのない竹林から出荷する場合

○直近の検査で50Bq/kgを超過した竹林から出荷する場合

○出荷先から今年の検査結果の提示を求められた場合

※検査を受ける場合は、事前に電話でお問い合わせください。



☎ 谷和原庁舎産業経済課 (内線 3104,3105)

農地転用には 許可が必要です

農地を住宅・資材置場・駐車場などの用途に無断で転用すると、地域農業にとって大きな損失となります。転用するには、事前に農業委員会に相談してください。

▶農地転用の種類

○農地法第4条転用：農地所有者本人が転用

○農地法第5条転用：農地所有者以外の者が、所有者から農地を買ったり借りたりして転用

▶農地転用の受付期間

○市街化調整区域（許可申請）：毎月21～25日（申請期間が休日の場合は変更あり）

○市街化区域（届出）：随時

※市街化区域内の農地転用の場合は、農業委員会への届け出が必要です。届出後、受理通知書が交付されてから転用を行ってください。

☎ 谷和原庁舎農業委員会事務局 (内線 6301,6302)

カメムシなどの水稲病害虫を 防除しましょう

水稲農家の皆さんは、品質の良いお米を生産できるように、早めの水稲病害虫の対策にご協力をお願いします。

カメムシによる斑点米やヒメトビウンカによるイネ縞葉枯病などを防ぐためには、水田周辺のイネ科雑草を除草し、適切な時期に薬剤で防除することが効果的とされています。

※農薬を使用する際には、使用方法や注意事項を必ず確認してください。

本市では、水稲病害虫防除薬剤を購入した費用の一部を補助する制度があります。補助制度を活用し、地域全体での米の品質維持に取り組みましょう。

☎ 谷和原庁舎産業経済課 (内線 3105)

4月から新しいボランティア 市民活動センターがオープン！

4月1日(月)、つくばみらい市社会福祉協議会ボランティア市民活動センターは、伊奈庁舎敷地内に移転します。移転に伴い、電話番号が変わりますのでご注意ください。

▶移転後の電話番号・FAX番号

○電話番号：0297 - 21 - 3240

○FAX番号：0297 - 21 - 3250



☎ 社会福祉協議会ボランティア市民活動センター

○～3月31日(日) (土・日を除く)

☎ 0297 - 25 - 2101

○4月1日(月)～(土・日・祝日を除く)

☎ 0297 - 21 - 3240

「令和6年春の全国 交通安全運動」を実施します

▶期間：4月6日(土)～15日(月)の10日間

▶交通事故死ゼロを目指す日：4月10日(水)

▶運動重点

○子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践

○歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行

○自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

この運動は、国民一人ひとりが、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止を徹底することを目的としています。期間中に限らず、安全運転を心がけましょう。

☎ 伊奈庁舎防災課 (内線 2503)

お持ちの自転車、 盗難対策できていますか？

茨城県内では年間2,000件以上、自転車の盗難が発生しています。

自転車を盗まれた方の特徴は、

○76%以上が10～20歳代が被害！

○70%以上が無施錠で被害！

○61%がアパートや駅近くで被害！

となっています。

自転車の盗難防止対策には、

○自転車に装備された鍵を確実に掛ける

○ワイヤーロックなどを使って2重ロック

○防犯登録の徹底

が効果的です。対策を行い、盗難を未然に防止しましょう。

また、お住まいの地域の犯罪発生状況などを知るために、茨城県警察防犯アプリ「いばらきポリス」をダウンロードして、防犯対策に活用しましょう。

☎ 常総警察署 ☎ 0297 - 22 - 0110

お知らせ

募集

手続き・申請

相談

イベント